

第 60 号 議 案

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 5 年 6 月 9 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県畜産関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県畜産関係手数料条例（平成12年長崎県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～20 略						1～20 略					
21	家畜伝染病予 防法（昭和26 年法律第166 号）第3条の 2第1項に規 定する特定家 畜伝染病防疫 指針に基づき 知事認定獣医 師及び登録飼	豚熱予防注射 液管理手数料		1頭	70円						

	養衛生管理者 が行う豚熱予 防注射に係る 豚熱予防液の 管理				
22	家畜伝染病予 防法第4条の 2第5項、第 5条第1項又 は第31条第1 項の規定に基 づく家畜の検 査（同法第5 条第1項の規 定に基づく家 畜の検査に あっては、監 視伝染病の発 生を予防する ためのものに 限る。）	家畜検査手数 料	(1) ブルセラ症検 査 (2) 結核検査 (3) ヨーネ病検査 (4) ピロプラズマ 症検査 (5) 馬伝染性貧血 検査 (6) ひな白痢検査 (7) 家畜寄生虫検 査 (8) みつばち腐蛆 病検査 (9) その他の検査 ア 家畜 イ 家禽	1頭 1頭 1頭 1頭 1頭 1羽 1件 1群 1頭 1羽	300円 300円 600円 350円 1,200円 20円 350円 70円 550円 20円
23～30 略					

21	家畜伝染病予 防法（昭和26 年法律第166 号）第4条の 2第5項、第 5条第1項又 は第31条第1 項の規定に基 づく家畜の検 査（同法第5 条第1項の規 定に基づく家 畜の検査に あっては、監 視伝染病の発 生を予防する ためのものに 限る。）	家畜検査手数 料	(1) ブルセラ症検 査 (2) 結核検査 (3) ヨーネ病検査 (4) ピロプラズマ 症検査 (5) 馬伝染性貧血 検査 (6) ひな白痢検査 (7) 家畜寄生虫検 査 (8) みつばち腐蛆 病検査 (9) その他の検査 ア 家畜 イ 家禽	1頭 1頭 1頭 1頭 1頭 1羽 1件 1群 1頭 1羽	300円 300円 600円 350円 1,200円 20円 350円 70円 550円 20円
22～29 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。